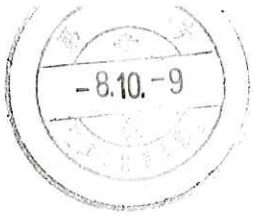

令和８年１０月９日

江津市教育委員会
　教育長　堀　康弘　様

江津市学校整備再編基本計画検討委員会
委員長　藤田　和雄

第３次江津市学校整備再編基本計画について（答申）

令和８年７月１０日付、江教学第６７２号で諮問のあった第３次江津市学校整備再編基本計画に関する事項について審議した結果、別紙のとおり答申します。

第３次江津市学校整備再編基本計画に関する答申書

令和８年１０月

江津市学校整備再編基本計画検討委員会

第３次江津市学校整備再編基本計画に関する答申について

当委員会は、令和８年７月１０日付で諮問を受けた「第３次江津市学校整備再編基本計画」について、慎重なる審議を重ねてまいりました。 少子化が急速に進行する中、子どもたちにとって将来にわたり安定的な教育環境を提供することは喫緊の課題であり、学校再編の必要性について委員間でおおむね認識を共有いたしました。一方で、住民説明会や保護者説明会等を通じて示された、統合の時期やスピード感に対する不安、子どもや保護者の心情への配慮、通学手段や制服等の負担軽減に関する意見は極めて切実かつ重いものであると受け止めています。

これら住民及び教育委員会の双方の考えや懸念をふまえ、本計画の円滑かつ実効性のある実現に向けて考慮すべき事項を含め、以下のとおり答申します。

１　諮問事項

⑴　第３次江津市学校整備再編基本計画について

⑵　再編基本計画の実現に向けて考慮すべき事項について

２　答申内容

⑴　第３次江津市学校整備再編基本計画について

①　第３次基本計画における基本的な考え方に関する意見

本市における少子化の急速な進行や児童生徒数の減少に伴い、学校規模の適正化および教育環境の向上は喫緊の課題です。

少子化に伴う学校の小規模化や複式学級の発生を見据え、子どもたちが安全・快適な環境で多様な仲間と交流し、充実した教育を受けられる体制を整えるため、本計画に基づく再編の実施はやむを得ないものと考えます。

②　学校再編の基本的枠組みに関する意見

・小学校の再編

郷田小学校と渡津小学校の統合については、施設の老朽化や将来の複式学級発生見込み、両校のこれまでの交流学習等の実績をふまえ妥当と考えます。ただし、統合を急ぐあまり当事者の心情が置き去りにならないよう配慮が必要です。

江津東小学校及び桜江小学校を「小規模特認校」とする方針については、自然豊かな環境や小規模ならではの良さを活かすものとして理解できます。ただし、「大規模校に通いにくい児童の受け皿」といった表現にはネガティブな印象を受けると

の指摘があるため、前向きで特色が伝わる表現への見直しを求めます。

また、桜江小学校・桜江中学校の義務教育学校への移行については、小中の結びつきの強さやアンケート結果をふまえ妥当と考えます。

・中学校の再編

江東中学校の江津中学校への統合については、通学距離やスクールバスの利便性、生徒の社会性涵養の観点から理解できます。一方で、小規模校に在籍する生徒や保護者からは、少人数ならではの良さや、急激な環境変化に対する不安の声が寄せられており、丁寧なケアが不可欠であると考えます。

③　学校再編のスケジュールに関する意見

江東中学校および郷田小学校の令和10年4月統合については、施設の老朽化や現状の教育環境（少人数学級の課題等）に鑑みて早期実施の必要性は理解できるものの、一部の保護者や児童からは準備期間が短く心の整理や十分な事前準備が難しいという懸念が示されています。

実施にあたっては、形式的なスケジュールありきで進めるのではなく、統合準備委員会を速やかに立ち上げ、制服・体操服等の扱いや通学ルート、行事の調整等について、保護者や児童・生徒が十分に見通しをもてるスケジュールを可視化して共有することを求めます。

高角小学校を含めた中部地区3校の統合・新校舎建設については、市の財政状況や大型事業の平準化を考慮しつつも、計画期間内での着手に向けた明確なロードマップを示すべきと考えます。

桜江小学校と桜江中学校については、令和13年度に完全複式が見込まれるなどの現状・将来の教育環境の課題に鑑み、同年度に義務教育学校へ移行するとともに、小規模特認校とする計画のスケジュールについては妥当と判断します。

④　統廃合後の建物・跡地の方針に関する意見

郷田小学校、川波小学校、桜江中学校の校舎等は老朽化により解体する方針とされていますが、学校は長年にわたり地域の拠点（防災・交流の場など）として重要な役割を果たしてきたという歴史的背景があります。

統廃合により使われなくなる建物・跡地の利活用について、「多角的な利活用の可能性を検討する」とされているものも含め、地域のコミュニティ維持や防災機能への影響を最小限に抑えるため、市長部局と早期に協議を行い、具体的な方向性を丁寧に示していくことを求めます。

⑵　再編基本計画の実現に向けて考慮すべき事項

基本計画の着実な推進と、住民・保護者・児童・生徒の不安解消を図るため、教育委員会におかれては以下の事項を十分に考慮し実行することを求めます。

①　丁寧な合意形成と少数側への寄り添い

多数決や全体最適のみを優先するのではなく、統合によって特に大きな影響を受ける少数側の児童生徒や保護者の心情にも寄り添い、きめ細やかな意見聴取と丁寧なケアを行ってください。

②　通学手段に対する実効性のある支援

スクールバスの運行にあたっては、児童生徒の居住分布や安全性を十分にふまえ、バスの定員、乗降場所の利便性に配慮した実効性のある運行計画を早急に構築してください。

③　計画の分かりやすい情報発信と継続的な説明責任

住民説明会や保護者説明会で出された多くの貴重な意見や懸念事項については、内容を真摯に受け止め、今後の運用や統合準備委員会での協議に反映させるとともに、計画の進捗状況を市民に対して継続的かつ分かりやすく情報提供してください。

④ 小規模特認校及び新設校での学びの具体像の構築と情報発信

小規模特認校においては、多様な教育的ニーズに対応したオンライン授業や個別最適な学びの場の提供など、具体的で特色ある教育活動の姿を示してください。また、郷田小学校と渡津小学校の統合、その後の高角小学校との統合に関しても、地域住民や保護者の皆様の理解と協力が促進されるように地域を統合する学びの具体像を提供してください。

以上、答申します。